

港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例
(第9条第4項、第10条抜粋)

第9条第4項 事業者等(区、事業者及び関係行政機関をいう。以下同じ。)は、公共の場所にいる区民等が事業者等の有する敷地(指定喫煙場所を除く。以下同じ。)内で喫煙する者のたばこの煙を吸わされないことがないようにするため、事業者等の有する敷地内において、灰皿の撤去又は移設、喫煙場所の確保その他の環境の整備を行わなければならない。

第10条 飲料、食料等の自動販売機を管理し、又は自動販売機により飲料、食料等を販売する事業者等は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。